

# 福祉(乳幼児等)医療費請求書(社保分)における電子請求対応について

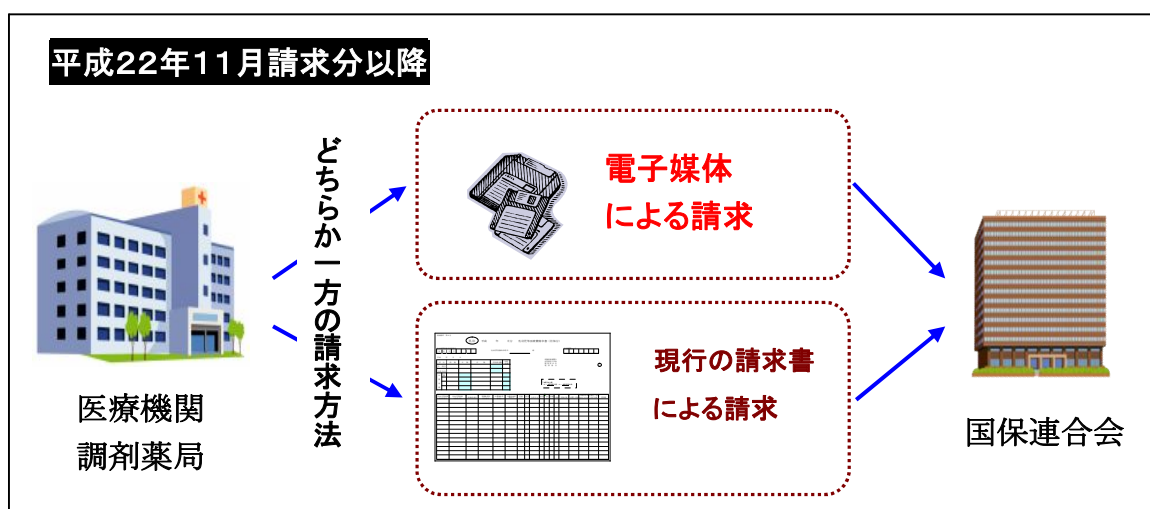
島根県国民健康保険団体連合会

## 1 目的及び内容

医療機関等の請求事務の効率化を図り、また、ペーパーレス化を推進するため、福祉医療費請求書(社保分)・乳幼児等医療費請求書(社保分)について、従来の紙請求にあわせて、電子媒体による請求も可能とします。

## 2 開始時期

平成22年11月請求分から請求可能となります。



## 3 電子媒体による請求方法等について

### (1) 請求データ

- ・ 県内医療機関用福祉(乳幼児等)医療費請求書(社保分)電子請求ファイルレイアウト(別紙1)を参照の上、請求データを作成してください。
- ・ ファイルレイアウトの『No.』はファイルレイアウト用レセプト項目及び専用請求書の( )内の番号と一致しています。
- ・ ファイルレイアウトの項目で『性別』は現行の請求書に記載欄はありませんが、電子媒体で請求される際は入力をお願いします。

### (2) データ送付方法

- ・ 請求できる電子媒体はFD・MO・CD-Rとします。
- ・ 請求データを収録した電子媒体に所要の事項を記載したラベル(別紙2)を貼付し、国保連合会へ提出してください。

- ・ 福祉医療と乳幼児医療は1ファイルにまとめて請求してください。  
※電子媒体は国保連合会で一定期間保管後、廃棄します。
- ・ オンライン請求には対応していません。

### (3) 電子媒体等送付書

- ・ 福祉（乳幼児等）医療費請求書（社保分）電子請求にかかる電子媒体等送付書（別紙3）を電子媒体に添えて国保連合会へ提出してください。

### (4) 総括表

- ・ 電子請求分については、総括表へ件数等を記載する必要はありません。

### (5) 月遅れ請求

- ・ 月遅れ請求分についても電子媒体で請求可能です。

### (6) 再請求の対応

- ・ 再請求の電子請求が困難な場合、紙で請求しても差し支えありません。

### (7) 提出期限

- ・ 原則、毎月10日までに提出してください。（診療報酬請求のスケジュールに準じます。）

### (8) 当月請求分の返戻の取り扱い

- ・ 請求方法にかかわらず、返戻（当月分）となった場合、『増減点等及び返戻通知書』のみを送付します。

### (9) 過誤返戻時の取り扱い

- ・ 請求方法にかかわらず、過誤返戻となった場合、『過誤結果通知書』のみを送付します。

### (10) 留意事項

- ・ 現在、レセプト電算処理システムにより、レセプトを電子媒体で請求されている機関は、ラベルの貼り間違い等による媒体の混同に十分ご注意ください。
- ・ 電子請求を開始されるまでに請求のテストを希望される場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【問い合わせ先】

島根県国民健康保険団体連合会

業務管理課 電算管理係

電話 (0852) 21-2126